



新年あけましておめでとうございます。
新年早々、米国がベネズエラに軍事攻撃、大国の思惑に世界が翻弄される不安定な世の中ですが、今年も皆様のご健康とご発展をお祈り申し上げます。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和8年1月5日
代表社員 石田 洋祐

自民党と日本維新の会は昨年12月19日、「令和8年度税制改正大綱」を発表した。物価高対策として個人の所得税では基礎控除や給与所得控除の最低保障額を引き上げが行われるなど、実務上の影響の大きな改正がいくつもあるため、中小企業者に影響のある主要な部分をお伝えします。

項目	内容
所得税	
基礎控除	合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる等(58万円→62万円、合計所得金額2,350万円超は基礎控除額遞減) 適用時期:令和8年分以後
給与所得控除	最低保障額を69万円(現行:65万円)に引き上げる等 適用時期:令和8年分以後
扶養親族等の所得要件	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げる等 適用時期:令和8年分以後
基礎控除等の特例	居住者のその年分の合計所得金額が655万円(令和10年分以後の各年分は132万円)以下である場合の基礎控除の加算額は、「令和8年分及び令和9年分」では「居住者のその年分の合計所得金額が489万円以下である場合は42万円」、「居住者のその年分の合計所得金額が489万円を超える場合は5万円」とする。令和10年分以後の各年分の加算額は「37万円」とする。
給与所得控除の最低保障額の特例	令和8年及び令和9年の給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。本特例は年末調整で適用できることとする。
暗号資産等の譲渡	暗号資産取引業者に対して特定暗号資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税する等。 適用時期:金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後
NISA	非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する等。

項目	内 容
特定の基準所得金額の課税の特例	特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円(現行:3億3,000万円)を超えるものとして、税率を30%(現行:22.5%)に引き上げる。 適用時期:令和9年分以後
青色申告特別控除	「55万円」の控除では、その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行うことを適用要件に加えた上で、控除額を「65万円」に引き上げる。 「65万円」の控除においては、対象者を上記の見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていることの一定の要件を満たすものとした上で、控除額を「75万円」に引き上げる。 「10万円」の控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外する。 イ その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの ロ その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの 適用時期:令和9年分以後
自動車等を使用する場合の通勤手当	通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額を引き上げる。一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(5,000円を上限とする)を加算した金額とする。
食事手当等	使用者の負担額の上限を月額7,500円(現行:月額3,500円)に引き上げる。 深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる1回の支給額を650円以下(現行:300円以下)に引き上げる。
資産税	
教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	令和8年3月31日まで終了
財産評価の適正化	被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に

項目	内容
	<p>係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 100 分の 80 に相当する金額によって評価することができる」とする。</p> <p>不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。</p> <p>適用時期:令和 9 年 1 月 1 日以後</p>
法人税	
特定生産性向上設備等投資促進税制(大胆な設備投資促進税制)」の創設	産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が、特定機械装置等の取得等をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、事業の用に供した日を含む事業年度にその特定機械装置等について即時償却と取得価額の 7%(建物、建物附属設備及び構築物は 4%)の税額控除との選択適用ができる。税額控除における控除税額は当期の法人税額の 20%を上限とし、控除限度超過額は 3 年間の繰越しができることとする。
賃上げ促進税制	①全法人(大法人)向けの措置を令和 8 年 3 月 31 日で廃止する。②中堅企業向けの措置を適用期限の令和 9 年 3 月 31 日で廃止する。令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、継続雇用者給与等支給額に係る要件に見直しを行った上で、教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。③中小企業向けの措置の教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	①対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満(現行:30 万円未満)に引き上げる、②対象となる法人から常時使用する従業員の数が 400 人を超える法人を除外する措置を講じた上で、適用期限を 3 年延長する。 (40 万円への引き上げに伴い、中小企業投資促進税制の取得価額基準額の引き上げがあります。)
消費税	
インボイス制度に係る経過措置	<p>① 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置</p> <p>個人事業者である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間(免税事業者が適格請求書発行事業者となつたこと等により事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限る)については、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とできる。同措置の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。同措置の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。</p> <p>なお、現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する</p>

項目	内 容
	<p>る経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できる。</p> <p>② 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置</p> <p>本経過措置における控除可能割合について、(1)令和8年10月1日から令和10年9月30日まで70%、(2)令和10年10月1日から令和12年9月30日まで50%、(3)令和12年10月1日から令和13年9月30日まで30%とする。</p> <p>一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(現行:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。</p>
暗号資産	<p>暗号資産の譲渡を有価証券に類するもの(現行:支払手段に類するもの)の譲渡として、引き続き消費税を非課税とする。消費税の課税売上割合の計算上、暗号資産の譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する</p> <p>適用時期:金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後</p>
非居住者に対して行う国内に所在する不動産に係る役務の提供等	<p>消費税の輸出免税の適用対象から除外する</p> <p>適用時期:令和8年10月1日以後</p>
その他	
固定資産税の免税点	<p>家屋に係る免税点を30万円(現行:20万円)に、償却資産に係る免税点を180万円(現行:150万円)にそれぞれ引き上げる。</p> <p>適用時期:令和9年度以後の年度分</p>
「防衛特別所得税(仮称)」の創設	<p>所得税の源泉徴収義務者は、源泉徴収に係る所得税の額につき、防衛特別所得税を徴収し、納付する義務がある等。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。</p> <p>適用時期:令和9年以後の当分の間</p>
「復興特別所得税」の税率引き下げ	<p>「復興特別所得税」の税率を1.1%(現行:2.1%)に引き下げる。令和9年分以後の所得税等について適用する。復興特別所得税の課税期間を令和29年まで(現行:令和19年まで)の間とする。</p>

(出典:自民党ホームページ)

<https://www.jimin.jp/news/policy/212129.html>